

株 主 各 位

東京都葛飾区新小岩1丁目48番1号

株式会社 東京デリカ

代表取締役 木山茂年

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、このたびの東日本大震災により被害を受けられた地域の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 開催場所 東京都千代田区西神田3丁目2番1号
ベルサール神保町 2階会議室（末尾会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第三十八期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokyo-derica.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成22年4月1日)
(至 平成23年3月31日)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善傾向が一部で見られたものの、急激な円高の進行や株式市場の低迷等により、景気の先行きの不透明感が払拭できない状況が続きました。さらに、3月11日に発生した東日本大震災が全国規模で大きな影響を及ぼし、企業活動の混乱と停滞を余儀なくされました。

流通業界におきましては、雇用環境の厳しさやデフレ傾向の継続等により個人消費は力強さを欠き、総じて低調なまま推移しましたが、さらに東日本大震災の影響により消費マインドは大幅に低下し、一段と厳しい状況となりました。

このような状況下で、当社は「売上回復」を目指し、新規ブランドや新規アイテムの導入推進等による「インスタプロモーション」に取り組み、店舗の活性化を図ってまいりました。また、42店舗の店舗改装を実施し、ショッピングイメージの向上や店舗の大型化等により売上高の伸長を図ってまいりましたが、既存店売上高は期初から平成23年2月末までの11ヶ月間で前年同期比101.4%と堅調に推移してまいりましたが、平成23年3月の東日本大震災後の売上低下のため、当事業年度における既存店売上高前期比は、100.6%に止まりました。

出店につきましては、いわゆる「まちづくり三法」の見直しの影響等により大型商業施設の新設が減少しましたが、当社は郊外のモール型ショッピングセンターのみでなく、都心部や空港、駅等の商業施設への出店を積極的に行ない、25店舗を出店しました。地域別内訳は、北海道・東北地区に1店舗、関東地区に11店舗、中部地区に4店舗、近畿地区に4店舗、中国・四国地区に2店舗、九州地区に3店舗であります。

一方、業績不振店等29店舗を退店し、期末店舗数は498店舗となりました。

品種別の売上の状況では、メンズ・トラベルバッグはケース類の売れ行きが好調に推移したため、売上点数が増加し、売上高が前期比11.6%増の14,144百万円となりました。

財布はブランド品を中心として売上を伸長しましたが、雑貨は売上点数の減少に伴い売上が減少し、財布・雑貨類としては売上高が前期比2.3%増の10,010百万円となりました。インポートバッグは単価が下落したものの、売上点数が増加し、売上高が前期比2.3%増の3,062百万円となりました。

一方、ハンドバッグは低価格帯の商品の売上点数が大きく減少したため、単価は大幅に上昇したものの、売上高が前期比4.7%減の5,227百万円となりました。カジュアルバッグは売上点数の減少により、売上高が前期比6.1%減の5,119百万円となりました。

商品売上全体としては、既存店売上が堅調に推移したため、前期比3.6%増の37,868百万円となりました。商品粗利益率につきましては、インポートバッグでやや低下したものの、それ以外の品種においては高値入商品・オリジナル商品の販売強化等により向上し、全品種合計では前事業年度と比較して0.5%ポイント改善し、45.1%となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は37,927百万円（前事業年度比3.6%増）となりました。利益面につきましては、商品粗利益率が向上したため、営業利益は1,928百万円（前事業年度比11.8%増）、経常利益は1,911百万円（前事業年度比13.6%増）とそれぞれ増益となりましたが、当期純利益につきましては、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額277百万円、赤字店舗に係る減損損失153百万円等を特別損失に計上したため、602百万円（前事業年度比11.5%減）と減益となりました。

品種別売上高

商 品 別		金 額	構 成 比
小 売 販 売	ハン ド バ ッ グ	5,227 百万円	13.8 %
	カ ジ ュ ア ル バ ッ グ	5,119	13.5
	イ ン ポ ー ト バ ッ グ	3,062	8.1
	財 布	5,164	13.6
	雑 貨	4,846	12.7
	そ の 他	14,448	38.1
	小 計	37,868	99.8
	不 動 産 収 入	58	0.2
	合 計	37,927	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度の所要資金は、自己資金および借入金により賄いました。

② 設備投資

当事業年度における新規開設店舗（計25店）は次のとおりであります。

地区別	店舗数	店舗名
北海道・東北	1店	青森サンロード店
関東	11店	前橋みなみモール店、チュチュアンナ八千代台店、アマトーネアクセソリーオ深谷アリオ店、北砂アリオ店、羽田空港店、東京ミッドタウン店、二子玉川店、サックステーション東京駅店、戸塚駅店、グランサックス橋本アリオ店、カシュカシュ橋本アリオ店
中部	4店	甲府昭和イオンモール店、アーマ中部国際空港店、徳重店、鳴海なるぱーく店
近畿	4店	京都ヨドバシ店、住道店、大阪ヒルトンプラザ店、関西空港店
中国・四国	2店	下関店、重信店
九州	3店	博多駅店、クィールサックスパー大牟田イオンモール店、ギガスタ大牟田イオンモール店

これらの店舗の新設、既存店の改装およびその他の設備投資に伴う当事業年度の総投資額は977百万円であります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

項目	期別	第35期 (平成20年3月期)	第36期 (平成21年3月期)	第37期 (平成22年3月期)	第38期 (当事業年度)
売上高 (百万円)		35,669	36,346	36,625	37,927
当期純利益 (百万円)		934	908	681	602
1株当たり当期純利益 (円)		47.50	47.37	36.27	32.09
総資産 (百万円)		21,012	21,792	22,474	23,628
純資産 (百万円)		13,014	13,421	13,857	14,226

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 第36期においては、新規出店効果が大きかったものの、既存店売上がやや低調に推移したため、売上高は伸び悩み、当期純利益は減少しました。
 3. 第37期においては、既存店売上が低調に推移したため、新規出店効果があったものの、売上高は微増に止まり、販売費及び一般管理費率が上昇し、当期純利益は減少しました。
 4. 第38期の状況につきましては、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

流通業界においては、景気の先行きが不透明な中で、個人消費の自律的な回復にはまだまだ時間がかかるものと思われます。一方、新規の大型ショッピングセンターの開設は「まちづくり三法」の見直しにより従来と比較して減少が顕著となっております。

このような状況下において、当社は、新設の大型ショッピングセンターだけではなく、既存の優良なショッピングセンターにもリニューアル等のタイミングを捉えて積極的に出店してまいります。さらに、ショッピングセンターの規模により、複数出店も行ない、店舗網の一層の充実を図ってまいります。また、新業態を含めて、都心部の商業施設にも積極的に出店してまいります。既存店については、増床や場所移動を伴う店舗改装を積極的に行ない、店舗効率を高めてまいります。

商品面においては、常に新規ブランドや新規アイテムの導入に努めるとともに、オリジナル商品の開発に努めてまいります。好調なメンズ・トラベルバッグ、財布についてはさらにその売上伸長を図るとともに、売上が減少しているハンドバッグ、カジュアルバッグ、雑貨については売上の回復を図ってまいります。

利益面につきましては、オリジナル商品、メーカーコラボレート商品等の開発を進め、販売拡大を図ることにより商品粗利益率を改善するとともに、交差比率を重視することにより在庫の低減を図り、在庫回転率を高めてまいります。さらに、人件費・家賃を始めとした諸経費については変動費と捉え、常に見直しを行ない、その節減、抑制を図り、利益の拡大を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社は、鞆・袋物および財布・雑貨類を主とした各種商品を取り扱い、全国に498店の店舗を有する小売専門店チェーンを運営し、また、一部卸売販売を行なっております。

販売方法は、店頭販売を主力に一部各種催事販売を併用しており、その大半は現金小売販売の形態をとっております。

当社の有するショップブランドは、20ブランドであり、立地、出店政策、販売政策等にあわせてブランド展開を行なっております。

なお、このほかに不動産賃貸を行なっております。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所

- a. 本 社 東京都葛飾区新小岩 1 丁目48番14号
- b. 営業店 498店

地 区 別	店舗数	都道府県別店舗数
北海道・東北	40店	北海道16店、青森県8店、岩手県4店、宮城県10店、福島県2店
関 東	176店	茨城県16店、栃木県6店、群馬県7店、埼玉県33店、千葉県25店、東京都54店、神奈川県35店
中 部	71店	山梨県7店、長野県10店、新潟県7店、富山県1店、岐阜県8店、静岡県13店、愛知県25店
近 畿	66店	三重県1店、京都府7店、大阪府28店、兵庫県18店、奈良県4店、和歌山県4店、滋賀県4店
中国・四国	52店	鳥取県2店、島根県4店、岡山県6店、広島県15店、山口県9店、徳島県2店、香川県6店、愛媛県8店
九 州	93店	福岡県32店、佐賀県5店、長崎県7店、熊本県17店、大分県9店、宮崎県6店、鹿児島県9店、沖縄県8店

- c. その他
商品部事務所（東京都台東区）

② 使用人の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	201名	+ 6 名	37.4歳	11.9年
女 性	132	- 10	38.0	8.6
合計又は平均	333	- 4	37.6	10.6

(注) 上記従業員数には、パートタイマー 1,517名（1日8時間換算による月平均人数）は含まれておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 31,200,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 18,787,089株
(自己株式1,119,511株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 6,214名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ム ケ ー 興 産	7,159,200 株	38.1 %
従 業 員 持 株 会	816,404	4.3
取 引 先 持 株 会	722,700	3.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	698,000	3.7
木 山 茂 年	570,800	3.0
木 山 昭 栄	553,800	2.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	490,100	2.6
木 山 剛 史	367,200	2.0
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	281,600	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	207,300	1.1

(注) 当社は、自己株式1,119,511株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

平成22年2月23日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額

払込みを要しない

②新株予約権の行使価額

1個につき333,000円

③新株予約権の行使条件

権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す

④新株予約権の行使期間

平成24年2月24日から平成27年2月23日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役	50個	普通株式 50,000株	6名

(注) 監査役が保有する新株予約権等はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 山 茂 年	
専務取締役	坂 田 寛	第2販売部長
常務取締役	山 田 陽	管理部長
常務取締役	木 山 剛 史	第3商品部長
取締役	鶴 飼 茂	経理部長
取締役	伊 藤 豊	第1商品部長
取締役	高 野 正	第7販売部長
取締役	加 納 弘	第4販売部長
取締役	丸 山 文 夫	
監査役（常勤）	宮 崎 健一郎	
監査役（常勤）	大 岡 秀次郎	
監 査 役	若 山 正 彦	

- (注) 1. 取締役丸山文夫氏は社外取締役であります。
 2. 監査役大岡秀次郎氏(独立役員)および若山正彦氏は社外監査役であります。
 3. 取締役丸山文夫氏は税理士の資格を有しております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
取 締 役	9名	103百万円
監 査 役	3名	13百万円
合 計	12名	117百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、役員賞与引当金21百万円および役員退職慰労引当金の当事業年度増加額7百万円が含まれております。
 2. 社外役員3名に対する報酬等の総額は9百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	丸山 文夫	就任後開催の取締役会には、14回中14回出席し、必要に応じ主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。
監査役	大岡 秀次郎	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回、また、監査役会には、13回中13回出席し、必要に応じ主に出身分野である商社での経験・見地から、適宜発言を行なっております。
監査役	若山 正彦	当事業年度開催の取締役会には、19回中18回、また、監査役会には、13回中12回出席し、必要に応じ主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について適宜発言を行なっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款第32条において、社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

当社定款第46条において、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支払額
1. 報酬等の額	36百万円
2. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、平成17年6月にコンプライアンス基本方針を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努める。さらに、株主・投資家の皆様への情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努める。

また、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当・不法な要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の議事録や「稟議決裁権限規程」に基づいて決裁された稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき作成し、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態で管理している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、会社が危機に直面したときの対応について、「危機管理規程」を平成17年に制定し、代表取締役の下に危機管理体制を構築した。
- ② 代表取締役を最高責任者とし、情報管理責任者を中心に各所管部署長（経理部長、内部監査室長、企画室長、営業担当役員、開発部長、商品部長、総務部長、監査役）で構成される「情報委員会」を原則、月2回開催している。
- ③ 代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行なう。
- ④ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に確保するための体制の基盤として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ② 取締役会決議を必要とする案件については、予め配付された判断資料に基づき、関係する使用人にその説明を求め議論をする。
 - ③ 業務執行を担当する取締役は「業務分掌規程」等に定める手続きにより必要な決定を行ない、これらの規程は、法令の改廃及び職務執行の効率化の必要のある場合は、随時見直しを行なう。
5. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範としてコンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。

また、コンプライアンスの徹底を図るため、内部監査室が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、同室を中心に従業員教育を行ない、コンプライアンスの状況を監査する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② 監査役を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。

取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役会に報告する。
9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 監査役会は独自に意見を形成するために、社外監査役のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。
 - ② 監査役は、「監査役規程」に基づく独立性と権限により、必要と認めた場合は随時監査役会を開催している。
 - ③ 会計監査人である監査法人から監査役への監査計画及び監査結果に関しての説明会を設ける。

(注) 本事業報告中の記載金額はすべて消費税等抜きで表示しており、また表示単位未満の端数は切り捨て、比率については四捨五入としております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	13,757,726	流 動 負 債	5,793,513
現金及び預金	3,575,485	支払手形	417,710
掛及び預金	2,331,591	掛ス債	2,832,341
商品及び製品	7,291,180	リース債	315,871
原材料及び貯蔵品	26,082	未払費用	656,088
前払税金	6,711	未払法人税等	560,751
繰延税金	215,675	未払消費税	608,231
未収金	136,529	未償還引当金	73,132
貸倒引当金	184,369	賞与引当金	59,027
	△9,900	役員賞与引当金	224,413
		株主優待引当金	21,000
固 定 資 産	9,870,782	株主優待引当金	18,279
有形固定資産	2,897,344	その引当金	6,666
建物	1,118,319	固 定 負 債	3,608,842
構築物	741	社 債	1,600,000
車両運搬具	1,248	リース債	551,583
器具備品	212,637	退職給付引当金	456,377
土地	671,315	退職慰労引当金	120,661
建物	697,533	長期未払債	334,147
建設仮勘定	195,548	その引当金	476,610
無形固定資産	60,303	その他引当金	69,462
ソフトウェア	46,510	負 債 合 計	9,402,356
電話加入権	8,115		
商標権	5,678	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,913,134	株 主 資 本	14,155,594
投資有価証券	29,804	資 本 金	2,986,400
貸出金	1,272	資本剰余金	4,185,722
破産債権、再生債権、更生債権、その他これらに準ずる債権	35,772	資本剰余金	4,176,790
敷金及び借入金	6,027,546	その他資本剰余金	8,932
店舗賃借料	42,038	利 益 剰 余 金	7,424,268
長期前払費用	180,231	利益剰余金	127,000
繰延税金	546,737	利益剰余金	7,297,268
貸倒引当金	83,970	利益剰余金	6,450,000
	△34,240	別途利益剰余金	847,268
		自 己 株 式	△440,796
		評価・換算差額等	3,992
		その他有価証券評価差額金	3,992
		新株予約権	66,564
		純 資 産 合 計	14,226,151
資 産 合 計	23,628,508	負 債 純 資 産 合 計	23,628,508

損益計算書

(自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		37,927,421
売上原価		20,815,829
売上総利益		17,111,591
販売費及び一般管理費		15,182,633
営業利益		1,928,958
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,040	
その他の	24,247	30,287
営業外費用		
支払利息	37,874	
支払保証料	6,499	
その他の	3,433	47,807
経常利益		1,911,439
特別利益		
新株予約権戻入益	2,678	2,678
特別損失		
固定資産除却損	62,049	
店舗閉鎖損	39,031	
減損	153,290	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	277,731	
貸倒引当金繰入額	20,072	552,174
税引前当期純利益		1,361,942
法人税、住民税及び事業税	976,500	
法人税等調整額	△217,404	759,095
当期純利益		602,847

株主資本等変動計算書

(自 平成22年 4月 1日)
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成22年 3月 31日 残高	2,986,400	4,176,790	8,932	4,185,722	127,000	6,000,000	938,653	7,065,653
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△244,232	△244,232
別 途 積 立 金 の 積 立						450,000	△450,000	—
当 期 純 利 益							602,847	602,847
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	450,000	△91,384	358,615
平成23年 3月 31日 残高	2,986,400	4,176,790	8,932	4,185,722	127,000	6,450,000	847,268	7,424,268

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金		
平成22年 3月 31日 残高	△440,793	13,796,982	7,420	52,970	13,857,373
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△244,232			△244,232
別 途 積 立 金 の 積 立		—			—
当 期 純 利 益		602,847			602,847
自己株式の取得	△3	△3			△3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△3,427	13,593	10,166
事業年度中の当期変動額合計	△3	358,612	△3,427	13,593	368,778
平成23年 3月 31日 残高	△440,796	14,155,594	3,992	66,564	14,226,151

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……売価還元法による原価法

材 料……移動平均法による原価法

貯 蔵 品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く） ただし、不動産賃貸事業用の建物（一部本社使用）については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外フ……リース期間定額法

ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

リース取引に係る
リース資産

(4) 長期前払費用……均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
 - a 一般債権
貸倒実績率法によっております。
 - b 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法によっております。
- (2) 賞与引当金……従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 株主優待引当金……株主優待制度に基づき、将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費……支出時に全額費用計上しております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

- (1) 資産除去債務に関する会計基準等
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、当事業年度の営業利益、経常利益は55,604千円、税引前当期純利益は342,901千円それぞれ減少しております。

(2) 株主優待引当金の計上について

株主優待費用は、従来、株主優待利用時に営業費用として処理をしておりましたが、過去の実績より将来の見込み額を合理的に見積もることが可能になったことから、当事業年度より、将来使用されると見込まれる額を株主優待引当金として計上することに変更いたしました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ18,279千円減少しております。

(3) 新株予約権戻入益の表示方法の変更

新株予約権戻入益の表示方法は、従来、損益計算書上、特別利益のその他に含めて表示しておりました（前事業年度1,280千円）が、重要性が増したため、当事業年度より、新株予約権戻入益（当事業年度2,678千円）として表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額 3,534,666千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 19,906,600株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び総数
普通株式 1,119,511株
3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	244,232	13	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 244,232千円
- ②1株当たり配当額 13円
- ③基準日 平成23年3月31日
- ④効力発生日 平成23年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 424,000株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	185,197千円
賞与引当金	91,066千円
未払事業税	46,188千円
役員退職慰労引当金	48,964千円
商品評価損	29,275千円
減損損失	102,030千円
資産除去債務	193,408千円
その他	126,363千円
繰延税金資産合計	<u>822,496千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用	△57,355千円
その他有価証券評価差額金	△2,726千円
繰延税金負債合計	<u>△60,082千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>762,413千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%
住民税均等割等	12.5%
その他	<u>△0.1%</u>
法人税等の負担率	55.7%

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

主として、店舗の内装設備(器具備品)であります。

②無形固定資産

主として、店舗のPOSシステムであります。

③オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	96,094千円
1年超	84,835千円
計	180,929千円

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

〔金融商品に関する注記〕

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、過去に取り組んだ定期預金及び株式を除いて、資金運用につきましては、現在は行なっておりません。また、資金調達につきましては、長期資金として私募債がありますが、設備資金としてリース及び1割賦による資金調達を行なっております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に基づきリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、四半期ごとに時価の把握を行なっております。

資金調達に係る流動性リスクについては、現在は借入金による調達は行なっておりませんが、手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支の見込みを作成して管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,575,485	3,575,485	—
(2) 売掛金	2,331,591		
貸倒引当金 (*2)	△9,900		
	2,321,691	2,321,691	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	29,804	29,804	—
(4) 敷金及び保証金	6,027,546	5,072,428	△955,118
(5) 支払手形	(417,710)	(417,710)	—
(6) 買掛金	(2,832,341)	(2,832,341)	—
(7) 未払金	(656,088)	(656,088)	—
(8) 未払費用	(560,751)	(560,751)	—
(9) 未払法人税等	(608,231)	(608,231)	—
(10) 社債	(1,600,000)	(1,600,000)	—
(11) リース債務 (*3)	(867,455)	(857,467)	(△9,987)
(12) 長期末払金 (*4)	(505,097)	(482,976)	(△22,120)

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年以内のリース債務を含めております。

(*4) 1年以内の長期末払金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価については、長期の市場金利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形並びに(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を、新規に割賦契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
545,264	510,531

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行なったものを含む)であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱エムケー興産	被所有 直接38.1%	建物賃借 役員の兼任	店舗(本店) の賃借	10,944	前払費用	957

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) ㈱エムケー興産への賃借料は、賃貸人の賃貸に係るコストを参考にして決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	753円 69銭
2. 1株当たり当期純利益	32円 09銭

〔その他の注記〕

1. 減損損失に関する注記

当社は、資産を賃貸資産、店舗、共有資産及び遊休資産にグループ化し、減損損失の認識を行なっております。

その結果、店舗については売上の不振により、31店舗について減損損失153,290千円を特別損失に計上しております。その内訳は、建物72,960千円、器具備品10,633千円、リース資産69,696千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値(割引率6%)により算出された金額を使用しております。

2. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を店舗の建物附属設備の耐用年数と同じとし、割引率は国債利回り1.085%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	451,412千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	30,262千円
履行による減少額	△10,754千円
時の経過による調整額	5,690千円
期末残高	476,610千円

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

3. その他の追加情報

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月23日

株式会社東京デリカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 之 北 重 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎 藤 昇 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京デリカの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の「重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成いたしました監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担などを定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、月次に行われる重要な経営にかかわる会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を取締役及び使用人ならびに監査法人から定期的に報告を受け説明を求め、意見表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月20日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月27日

株式会社東京デリカ 監査役会

常勤監査役 宮崎 健一郎 ㊟

常勤監査役 大岡 秀次郎 ㊟

監査役 若山 正彦 ㊟

(注) 監査役大岡秀次郎、監査役若山正彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題の一つと考えております。企業経営基盤を強化し、新たな事業展開に必要な資金の内部留保に努めつつ、安定的・漸増的な配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円

総額 244,232,157円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、以下のとおり、繰越利益剰余金を取り崩し、別途積立金に振り替えるものであります。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	350,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	350,000,000円
---------	--------------

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
1	木山茂年 (昭和17年3月5日生)	昭和44年3月 巽丸二商会（当社の前身）入社 昭和49年8月 当社設立代表取締役社長（現任）	570,800株
2	坂田寛 (昭和19年4月30日生)	昭和44年11月 巽丸二商会（当社の前身）入社 昭和49年8月 当社設立取締役 昭和50年2月 同第2ブロック統括部長 昭和61年2月 同第2販売部長（現任） 平成6年9月 同常務取締役 平成18年6月 同専務取締役（現任）	94,500株
3	山田陽 (昭和35年5月1日生)	昭和58年3月 当社入社 昭和63年12月 同社長室長 平成4年4月 同管理部長（現任） 平成4年6月 同取締役 平成16年6月 同常務取締役（現任）	54,028株
4	木山剛史 (昭和41年7月30日生)	平成2年4月 当社入社 平成4年4月 同総務部課長代理 平成10年4月 同第3販売部長 平成11年6月 同取締役 平成19年6月 同常務取締役（現任） 平成22年3月 同第3商品部長（現任）	367,200株
5	鵜飼茂 (昭和18年1月19日生)	昭和36年3月 川崎製鐵㈱入社 平成16年2月 当社入社財務課長 平成16年6月 同経理部長（現任） 同取締役（現任）	9,600株
6	伊藤豊 (昭和22年2月18日生)	昭和45年10月 巽丸二商会（当社の前身）入社 昭和50年2月 当社第3ブロック統括部長 昭和51年5月 同取締役 昭和61年2月 同第6販売部長兼商品部長 平成4年4月 同商品部長 平成12年4月 同第2商品部長 平成18年6月 同取締役（現任） 平成20年7月 同商品部長 平成21年5月 同第1商品部長（現任）	100,000株
7	高野正 (昭和25年1月14日生)	昭和43年3月 洋服のトミン入社 昭和53年2月 当社入社 平成4年6月 同第7販売部長（現任） 平成18年6月 同取締役（現任）	14,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
8	加納 弘 (昭和27年1月25日生)	昭和49年8月 ㈱長崎屋入社 昭和54年3月 当社入社 平成2年6月 同第4販売部長(現任) 平成20年6月 同取締役(現任)	17,100株
9	丸山 文夫 (昭和32年2月15日生)	昭和52年4月 ㈱天野食品入社 昭和58年8月 ㈱日本税経研究会入社 昭和60年5月 税理士登録 昭和60年11月 丸山文夫税理士事務所所長(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	400株

(注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 丸山文夫氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての独立性について

丸山文夫氏は税理士としての専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき、客観的視点で適切な意見をいただくと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

同氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間の当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

同氏は、当社又は当社の特定事業者から多額の金銭その他の財産を受取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

同氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

なお、同氏は平成22年6月より当社社外取締役をつとめており、その就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位または重要な兼職の状況	候補者の有する当社株式の数
1	宮崎 健一郎 (昭和17年8月26日生)	昭和56年1月 当社入社第1ブロック長 昭和56年9月 同総務部長 平成4年4月 同業務部長 平成6年4月 同総務部長 平成8年6月 同取締役 平成16年6月 同常勤監査役（現任）	32,000株
2	大岡 秀次郎 (昭和16年11月5日生)	昭和39年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成3年10月 同ガス部長 平成8年1月 伊藤忠フランス会社社長 平成11年5月 (株)カスミコンビニエンスネットワークス代表取締役社長 平成13年6月 (株)カスミ顧問 平成20年6月 当社監査役（現任）	3,800株
3	若山 正彦 (昭和20年1月22日生)	昭和43年4月 安田火災海上保険(株)入社 昭和44年8月 同退社 昭和49年4月 弁護士登録 平成16年6月 当社監査役（現任）	4,500株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大岡秀次郎氏及び若山正彦氏は社外監査役候補者であります。

なお、当社は大岡秀次郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

3. 社外監査役として選任する理由及び当社社外監査役の就任期間

①大岡秀次郎氏

大岡秀次郎氏は、伊藤忠商事(株)等における長年の業務経験を通じた幅広い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し当社社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は平成20年6月より当社社外監査役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

②若山正彦氏

若山正彦氏は、弁護士の資格を有しており、その法的視点および幅広い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し当社社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は平成16年6月より当社社外監査役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

ベルサール神保町
2階会議室

東京都千代田区西神田3-2-1



交通

- ◎ 「九段下」駅「7番出口」徒歩3分（東西線）
- ◎ 「神保町」駅「A2出口」徒歩4分（半蔵門線・新宿線・三田線）
- ◎ 「水道橋」駅「西口」徒歩9分（JR線）

◎ 駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。